

一般社団法人 M-SMILE
【放課後等デイサービスららら Kids 利用契約書】

保護者『 』（以下「保護者」という。）と一般社団法人 M-SMILE が運営する放課後等デイサービスらら Kids（以下「事業所」という。）は、事業所が保護者の子（児童）（以下利用者という。）に対して提供する放課後等デイサービス事業について、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結します。

第 1 条 (契約の目的)

本契約は、利用者等の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定放課後等デイサービスを行い、地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、事業所が利用者等に対して必要な障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）並びに児童福祉法に基づく指定放課後等デイサービスを適切に提供する事を定めます。

第 2 条(契約期間)

本契約の期間は、令和 年 月 日からサービス対象者の障害児通所給付費期間満了日までとします。

2 契約満了日までの7日前までに、利用者から事業者に対して、文書により契約満了の申し出がない場合、かつサービス対象者の障害児通所給付費支給期間終了後に改めて支給決定された場合、契約は更新されるものとします。

第 3 条 (サービスの内容)

- (1) 事業所は、別紙「重要事項説明書」に定める内容のサービスを提供します。
- (2) 放課後等デイサービス事業は、児童発達支援管理責任者・児童指導員・指導員・保育士・運転手等のサービス従業者（以下「従業者」という）が提供するものとします。
- (3) 事業所は、利用者の障害区分又は保護者及び利用者の希望によって作成した個別支援計画に基づき、各種活動や療育活動、日常生活上の支援を行い、日常生活の充実を目指します

第 4 条 (契約終了時の支援)

事業所は、放課後等デイサービス事業の終了（解約の場合も含みます）に際し必要な支援を行うとともに、終了の旨を当該市町村に連絡します。

第 5 条 (緊急時の支援)

事業所は、利用者に病状の急変が生じた場合や、その他必要な場合は、速やかに救急医療機関又は協力医療機関や受診医療機関等での診療を依頼します。

2 前1項のほか、利用中に心身の状態が変化した場合は、保護者が指定するものに対し、緊急に連絡します。

第 6 条（事業所の義務）

事業所は、放課後等デイサービス事業の提供にあたって、利用者の生命・身体・財産の安全の確保に配慮します。

- 2 事業所はこの契約に基づく内容について、保護者及び利用者に対して適切に説明を行います。
- 3 事業所は、放課後等デイサービス事業の提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、利用者の行動を制限する行為を行いません。

第 7 条（守秘義務）

事業所は、正当な理由がない限りその業務上知り得た保護者及び利用者の秘密を保持する義務を負います。

- 2 事業所は、従業者が退職後、正当な理由なく在職中知り得た保護者及び利用者に関する秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じます。
- 3 事業所は、利用者に医療等緊急の必要性がある場合には、医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- 4 事業所は、保護者及び利用者の個人情報をサービス調整会議等で用いる場合は、保護者の同意を予め文書で得ない限りいかなる場合も用いることはありません。

第 8 条（利用者負担額及び実費負担額）

事業所の提供する放課後等デイサービスに関する利用料金について、事業所が法律の規定に基づいて、市町村からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、保護者の自己負担はありません。但し、放課後等デイサービス給付費額の代理受領を行わない場合は、重要事項説明書に定める金額を事業者に対し、支払うものとします。

- 2 前項の他、保護者及び利用者が希望する放課後等デイサービス給付費対象外サービス実費相当額を事業所に支払うものとします。
- 3 前項の実費負担額は、1 か月ごとに計算し、利用者はこれを翌々月 10 日までに支払います。

第 9 条（契約の終了）

次の事項に該当する場合、契約の終了とみなします。

- （1）契約期間が満了したとき（ただし、満了期間前に継続の手続きが取られた場合をのぞきます。）
- （2）利用者が死亡した場合
- （3）事業所の滅失や毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
- （4）事業所が指定の取り消しを受けた場合又は指定を辞退した場合
- （5）事業所が解散命令を受けた場合、破産した場合、又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合

第 10 条（保護者からの中途解約）

保護者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、保護者は契約終了を希望する日の 30 日前までに事業所に通知するものとします。ただし、利用者が入院した場合等、正当な理由がある場合には即時に解約することができます。

第 11 条（保護者からの契約解除）

保護者は、事業者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、ただちに本契約を解除することができます。

- （１） 事業所が、正当な理由なく本契約に定める事項を実施しなかったとき
- （２） 事業所もしくは従業者が、故意又は過失により保護者及び利用者の身体・財産・信用を傷つけること等によって、本契約を継続しがたい重大な事情が認められたとき
- （３） 他の利用者が、保護者及び利用者の身体・財産・信用を傷つけた場合もしくは、傷つける恐れがある場合において、事業所が適切な対応をとらないとき
- （４） 事業所が社会通念に逸脱する行為を行ったとき

第 12 条（事業所からの契約解除）

事業所は、やむを得ない事情がある場合には、保護者に対し契約解除の理由を示した利用解除書で通知し、30 日間の予告期間において、この契約を解除することができます。ただし、次の事由に該当する場合には、事業所は保護者に契約解除の理由を示した利用解除書を通知することにより、直ちにこの契約を解除することができます。

- （１） 保護者及び利用者が、故意又は重大な過失により事業所の財物・信用を傷つけることなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせ、その状況の改善が見込めない場合
- （２） 保護者が、事業所に支払うべきサービスの利用料金を 2 ヶ月以上滞納し、催告したにもかかわらず、支払いがない場合
- （３） 利用者が医療機関に入院し、退院できる見込みがない場合
- （４） 保護者が通知を行わず、サービスの利用を行わなかった場合
- （５） 保護者及び利用者がこの契約を継続し難いほどの背信行為を行ったと認められる場合
- （６） 保護者及び利用者が通常の事業の実施地域外に転居した場合

第 13 条（事故と損害賠償）

事業所は、サービスの提供によって事故が生じた場合には、速やかに都道府県、市町・保護者等に連絡して必要な措置を講じます。

2 事業所は、サービスを提供するにあたって、事業者の責任と認められる事由によって保護者及び利用者に損害を与えた場合には、その損害を速やかに賠償する義務を負います。

第 14 条（損害賠償がなされない場合）

事業所は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。

とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業所は損害賠償責任を免れます。

- (1) 保護者が契約締結時に利用者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告示を行ったことに、もっぱら起因して損害が発生した場合
- (2) 保護者が利用者へのサービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合
- (3) 利用者の急激な体調の変化等・事業所の実施したサービスを原因としない事由にもっぱら起因して損害が発生した場合
- (4) 保護者及び利用者が事業所もしくは従業員の指示・依頼に反して行った行為にもっぱら起因して損害が発生した場合

第 15 条（保護者の損害賠償責任）

保護者及び利用者の故意又は重大な過失により、その責に帰すべき事由により事業所・従業員・その他第三者に損害が発生した場合は、保護者及び利用者の責任能力を鑑み、その賠償責任を負うものとします。

第 16 条（情報の保存）

事業所は、利用者に対するサービスの提供に関する書類等を整備し、この契約終了日から5年間保存します。

第 17 条（苦情解決）

保護者は、本契約に基づく放課後等デイサービスに関して、いつでも重要事項説明書に記載されている苦情受付窓口で苦情を申し立てることができます。

第 18 条（虐待防止）

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止の為、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めます。

第 19 条（裁判所轄）

この契約に関する訴訟の裁判所轄は、事業所の所在地を管轄する裁判所とします。

第 20 条（その他）

この契約に定めない事項については、障害者総合支援法、児童福祉法、その他関係法令に従い保護者が信義に従い誠実に協議して決定します。

上記の契約の成立を証するために、この契約書 2 通を作成し、利用者及び事業所が署名押印の上各自 1 通を所持します。

令和 年 月 日

保護者	住 所 【鹿児島県志布志市】 氏 名 _____ 印 児童氏名 ()
事業所	所在地 鹿児島県志布志市志布志町安楽 2320 番地 25 事業所名 一般社団法人 M-SMILE 放課後等デイサービスららら Kids 代表理事 鬼塚大作 印

障害児通所給付費の法定代理受領に関する同意書

私は、一般社団法人M-SMILEが運営する「放課後等デイサービスらら Kids」（事業所番号 4654100033 以下「事業者」という。）が私に対して提供する指定放課後等デイサービスについて、事業者が私に代わって障害児通所給付費の支払を受けることに同意します。

令和 年 月 日

受給者番号：【 】

利用者	
利用児童	住所 【鹿児島県志布志市】 氏名 ()
利用者家族	住所 【鹿児島県志布志市】 氏名 続柄 ()

利用契約における個人情報使用同意書

私及びその家族の個人情報については、次に記載するとおり必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

記

1 使用する目的

事業者が、児童福祉法に関する法令に基づき私に行う放課後等サービスを円滑に実施するため、担当者会議において、又は私が利用する他のサービス事業者等と情報の共有が必要な場合に使用する。

2 使用にあたっての条件

①個人情報の提供は、1に記載する目的の範囲内で、必要最小限に留め、情報提供の際には関係者以外には決して漏れることのないよう細心の注意を払うこと。

②事業者は、個人情報を使用した会議、相手方、内容等を記録しておくこと。

3 個人情報の内容（例示）

・氏名、住所、健康状態、病歴、家庭状況等、事業者がサービスを提供するために最小限必要な利用者や家族個人に関する情報

・その他の情報

※ 「個人情報」とは、利用者個人及び家族に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいいます。

令和 年 月 日

利用者	
利用児童	住所 【鹿児島県志布志市】
	氏名 ()
保護者	住所 【鹿児島県志布志市】
	氏名
	続柄 ()

印

放課後等デイサービスららら Kids 重要事項説明書（放課後等デイサービス）

1 放課後等デイサービスを提供する事業者について

事業者名称	一般社団法人 M-SMILE
代表者氏名	代表理事 鬼塚大作
本社所在地 （連絡先）	鹿児島県志布志市志布志町安楽 2320 番地 25 電話番号 099-479-3232
法人設立年月日	2021 年 12 月 1 日

2 利用者への放課後等デイサービスの提供を担当する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	放課後等デイサービスららら Kids
放課後等デイサービスの 主たる対象者	障がい児（18 歳未満の身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者 （発達障がい児を含む）及び難病等対象者）
事業所番号	放課後等デイサービス 4654100033 （令和 4 年 3 月 18 日指定）
管理者	川畑 直樹
児童発達支援 管理責任者	鬼塚 純子
事業所所在地	鹿児島県志布志市有明町野井倉 8276-68
連絡先 相談担当者名	電話番号 099-401-6605 鬼塚 純子
事業所の通常の 事業実施地域	鹿児島県 志布志市、大崎町、曾於市 宮崎県 串間市
事業所が行う 他のサービス	
利用定員	10 名

(2) 事業の目的および運営方針

事業の目的	放課後等デイサービスららら Kids において実施する指定障がい児通 所支援の放課後等デイサービスの適正な運営を確保するために必要 な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定放課後等デイサービ スの円滑な運営管理を図るとともに、障がい児及び障がい児の保護
-------	--

	者の意思及び人格を尊重し、障がい児及び利用者の立場に立った適切な指定放課後等デイサービスの提供を確保することを目的とする。
運 営 方 針	障がい児が生活能力の向上のために必要な訓練を行い、社会との交流を図ることができるよう、当該障がい児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものとする。 指定放課後等デイサービスの実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障がい児通所支援事業者、指定障がい児相談支援事業者、指定特定相談支援事業者、指定障がい児入所施設その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。 法及び条例、関係法令等を遵守し、指定放課後等デイサービスを実施するものとする。

(3) 営業日及び営業時間

営 業 日	月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日、8月13日から8月15日、12月30日から1月3日までを除く。
営 業 時 間	月曜日から金曜日：8時30分から17時30分までとする。 学校休業日：8時15分から17時15分までとする。

(4) サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日、8月13日から8月15日、12月30日から1月3日までを除く。
サービス提供時間	月曜日から金曜日：13時30分から17時30分までとする。 学校休業日：9時から17時までとする。

3 事業所の構造・設備について

(1) 構造

構 造	鉄骨造り
敷 地 面 積	600 m ²
延 床 面 積	165.644 m ²

(2) 設備

設 備 の 種 類	部 屋 数	備 考
指 導 訓 練 室	2 室	各指導訓練室を集団支援、個別支援、遊戯運動支援室として使用する。
洗 面 室	1 室	洗面台
ト イ レ	2 室	洋式トイレ
台 所	1 室	食事の準備や軽食などを調理

4 職員体制等について

(1) 各職種の職務の内容

職 種	職 務 内 容	人員数
管 理 者	管理者は、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている放課後等デイサービスの実施に関し、事業所の従業者に対し遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常勤 1 名
児 童 発 達 支 援 管 理 責 任	(1) 適切な方法により、障がい児の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障がい児の希望する生活や課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、障がい児が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容を検討します。 (2) アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、事業所が提供する放課後等デイサービス以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて、通所給付決定保護者及び障がい児の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、放課後等デイサービスの目標及びその達成時期、放課後等デイサービス	常勤 1 名

者	を提供する上での留意事項等を記載した放課後等デイサービス計画の原案を作成します。 (3) 放課後等デイサービス計画の原案の内容を通所給付決定保護者及び障がい児に対して説明し、文書により同意を得た上で、作成した放課後等デイサービス計画を記載した書面を通所給付決定保護者に交付します。 (4) 放課後等デイサービス計画作成後、放課後等デイサービス計画の実施状況の把握（障がい児についての継続的なアセスメントを含む。）を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、放課後等デイサービス計画の見直しを行い、必要に応じて放課後等デイサービス計画を変更します。 (5) 利用に際し、障がい児通所支援事業者等に対する照会等により、障がい児の心身の状況、事業所以外における障がい児通所支援等の利用状況等を把握します。 (6) 障がい児の心身の状況、置かれている環境等に照らし、障がい児が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる障がい児に対し、必要な支援を行います。 (7) 他の従業者に対する技術指導及び助言を行います。	
児童指導員	通所支援計画に基づき障がい児等に対し適切に指導等を行う。	常勤 2名
保育士	通所支援計画に基づき障がい児等に対し適切に指導等を行う。	常勤 1名（管理者兼務） 非常勤2名
指導員	通所支援計画に基づき障がい児等に対し適切に指導等を行う。	常勤 2名

5 提供する放課後等デイサービスの内容と料金および利用者負担額について

(1) 提供する放課後等デイサービスの内容

サービスの種類	サービスの内容
放課後等デイサービス計画の作成	通所給付決定保護者及び障がい児の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、生活全般の質を向上させるための課題や目標、支援の方針等を記載した放課後等デイサービス計画を作成します。
日常生活訓練	日常生活動作、歩行、軽スポーツ、音楽活動等を行います。
集団生活適応訓練	会話、手話、点字、パソコン操作等を行います。
創作的活動	絵画、工作、園芸等を行います。
更生相談	医療、福祉、生活の相談等を行います。
介護方法の指導	家族等に対する介護技術指導等を行います。
健康指導	障がい児の健康チェック、健康相談を行います。
介護サービス	更衣、排泄等の身体介助を行います。
送迎サービス	希望により、事業所の所有する車両により、障がい児の自宅又は学校と事業所との間の送迎を行います。

(2) サービス料金

利用料金は、次表のとおりです。

○放課後等デイサービス利用料金表 1

2024報酬			
放課後等デイサービス 基本報酬		区分 1 （30分以上1時間30分以下）	574 単位
		区分 2 （1時間30分超3時間以下）	609 単位
		区分 3 （3時間超5時間以下）（※学休日）	666 単位
加配等 体制による 加算	児童指導員等加配加算	（1） 常勤専従・経験5年以上	187 単位
		（2） 常勤専従・経験5年未満	152 単位
		（3） 常勤換算・経験5年以上	123 単位
		（4） 常勤換算・経験5年未満	107 単位
		（5） その他の従業員を配置	90 単位
	専門的支援体制加算	理学療法士等	123 単位
	福祉専門職員配置等加算	（Ⅰ）	15 単位
		（Ⅱ）	10 単位
（Ⅲ）		6 単位	
個別のサービス等に係る加算	個別サポート加算（Ⅰ）	ケアニーズの高い障害児に支援を行った場合	120 単位
	個別サポート加算（Ⅱ）	要支援、要保護児童	150 単位
	個別サポート加算（Ⅲ）	不登校児	70 単位
	関連機関連携加算	イ 関係機関連携加算（Ⅰ）（月1回を限度）	250 単位
		ロ 関係機関連携加算（Ⅱ）（月1回を限度）	200 単位
		ハ 関係機関連携加算（Ⅲ）（月1回を限度）	150 単位
		ニ 関係機関連携加算（Ⅳ）（月1回を限度）	200 単位
	事業所間連携加算	イ 事業所間連携加算（Ⅰ）（月1回を限度）	500 単位
		ロ 事業所間連携加算（Ⅱ）（月1回を限度）	150 単位
	家庭支援加算（Ⅰ）個別／月4回を限度	イ 居宅を訪問（1時間以上）	300 単位
		ロ 居宅を訪問（1時間未満）	200 単位
		ハ 事業所等で対面	100 単位
		ニ オンライン	80 単位
	家族支援加算（Ⅱ）グループ／月4回を限度	イ 事業所等で対面	80 単位
		ロ オンライン	60 単位
	子育てサポート加算（月4回を限度）		80 単位
	専門的支援実地加算加算（原則月2回を限度）		150 単位
	自立サポート加算（月2回を限度）		100 単位
	通所自立支援加算		60 単位
	強度行動障害児支援加算	イ 強度行動障害児支援加算（Ⅰ）	200 単位
		ロ 強度行動障害児支援加算（Ⅱ）	250 単位
	集中的支援加算（月4回を限度）		1,000 単位
	延長支援加算	（1） 30分以上1時間未満	61 単位
	平日3時間、学休日5時間を超えた利用時間により算定	（2） 1時間以上2時間未満	92 単位
		（3） 2時間以上	123 単位
	欠席時対応加算	月4回まで	94 単位
	送迎加算		54 単位/片道
	利用者負担上限額管理加算		150 単位/月
	保育・教育等移行支援加算		500 単位
	入所中2回、退所後2回（居宅と保育所等への訪問を1回ずつ）を限度		

職員の待遇に係る加算	※2024年5月31日まで
	上記の処遇改善加算が2026年6月1日より下記加算に変更になります。
	福祉・介護職員処遇改善加算Ⅲ：上記より算定した単位数の1000分142に相当する単位数

<提供する放課後等デイサービスの料金とその利用者負担額について>

提供する放課後等デイサービスについて、厚生労働省の告示の単価による利用料が発生します。

通所給付決定保護者の属する世帯の所得に応じて、負担上限月額が設定され、利用料の1割と負担上限月額のいずれか額の小さいほうが、1月あたりの利用者負担額になります。利用料の1割が負担上限月額を超える場合は負担上限月額以上の負担は発生しません。

負担上限月額等に関する詳細については、お住まいの市町村窓口までお問合せください。

※ 障がい児通所給付費について事業者が代理受領を行わない(通所給付決定保護者が償還払いを希望する)場合は、障がい児通所給付費の全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に障がい児通所給付費の支給(利用者負担額を除く)を申請してください。

6 その他の費用について

○利用料金表2

◆月額上限金額(1回のご利用で約1,000円)	非課税世帯	0円
	所得額28万円未満(年収約890万円以下)	4,600円
	所得割28万円以上	37,200円
◆給食サービスの提供に係る食事代	1食あたり	300円
◆おやつ・飲み物代	無料	
◆文具費	実費が発生する場合は事前に連絡します。	
◆事業所外活動にかかる費用		
◆体験学習費		

7 利用者負担額及びその他の費用の支払い方法について

利用者負担額 その他の費用 の支払い方法 について	利用者負担額及びその他の費用について、放課後等デイサービスを利用した月の翌月 15 日頃までに利用月分の請求書をお届けします。放課後等デイサービスの提供の記録と内容を照合のうえ、請求月の翌月 15 日頃までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。 (1) 現金支払い (2) 事業者指定口座への振り込み お支払いを確認しましたら、必ず領収書をお渡ししますので、保管をお願いします。また、障がい児通所給付費等について市町村より給付を受けた場合は、受領通知をお渡ししますので、必ず保管をお願いします。
------------------------------------	---

8 虐待の防止について

事業者は、障がい児の人権の擁護・虐待の防止等のために、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年法律第 79 号）」を遵守するとともに、下記の対策を講じます。

① 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 川畑 直樹
-------------	-----------

② 苦情解決体制を整備しています。

③ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

9 感染症について

感染症については、原則、学校保健安全法を準用し、医師から「感染症の疑いあり」と診断された場合には、病気が治るまで利用は控えていただきます。利用希望の際に感染症のおそれがある場合は、必ず事業所へご連絡ください。（必要に応じて、完治を証明する治癒証明書をご用意いただく場合があります。）また、利用児童が所属する学級、学校等が閉鎖されたり、本人がノロウイルス等の症状が出た場合も原則ご利用を控えていただきます。

【学校保健安全法施行令第 5 条による主な伝染性疾患】

病名	利用停止の期間
インフルエンザ	発熱後 5 日間経過し、かつ解熱してから 2 日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消えるまで、または、5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹（はしか）	解熱してから 3 日を経過するまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発言した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
風疹（三日はしか）	発疹が消えるまで
水痘（水ぼうそう）	全ての発疹がかさぶたになるまで
咽頭結膜炎（プール熱）	主症状が消えてから 2 日経過するまで
結膜炎	医師において伝染のおそれがないと認めるまで

10 非常災害時の対応

非常時の対応	別途定める消防計画により、対応いたします
防火管理責任者	若松 孝弘
避難訓練	利用児童も参加の上、年2回以上実施します
防災設備	・消火器 有 ・火災報知器 有 ・誘導灯 有

11 感染症等の予防及び蔓延の防止の強化

事業所において感染症又は食中毒が発生し、又は蔓延しないように、次の各号に掲げる措置を講じます。

- ① 感染症・食中毒予防のための対策検討委員会を定期的開催するとともに、その結果について、授業者に周知を図ります。
- ② 感染症及び食中毒の予防及び蔓延の防止のための指針を整備します。
- ③ 従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及び蔓延の防止のための研修並びに感染症予防のための訓練を定期的実施します。

12 業務継続計画の策定等

業務継続に向けた計画等の策定や研修・訓練等を実施し、地域と連携した災害対策を推進します。感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期のご有無再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

従業者に対し、業務継続計画を周知するとともに、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

13 安全計画の策定等

利用児童の安全の確保を図るため、当該事業所の設備の安全点検、従業者、利用児童等に対する事業所外での活動、取組等を含めた事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じます。

従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施します。利用児童の安全確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について主知します。定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行います。

14 自動車を運行する場合の所在の確認

利用児童の事業所外で活動、取組等のための移動その他の利用児童の移動のために自動車を運行するときは、利用児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用児童の所在を確実に把握することが出来る方法により、利用児童の所在を確認します。

利用児童の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用児童の所在の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用児童の所在の見落としを防止する装置を備え、これを用いて所在の確認（利用時走の降車の際に限る。）を行います。

15 秘密の保持と個人情報の保護について

①利用者又はその家族に関する秘密の保持について	○事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」を遵守し、適切に取り扱います。 ○事業所の従業者及び管理者（以下「従業者等」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ○また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ○事業者は、従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
②個人情報の保護について	○事業者は、利用者又はその家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で使用する等、他の障がい福祉サービス事業者等に、利用者又はその家族の個人情報を提供しません。 ○事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ○事業者が管理する情報については、利用者又はその家族の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加又は削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

16 緊急時の対応方法について

- ① 放課後等デイサービスの提供中に、障がい児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、保護者が予め指定する連絡先にも連絡します。
- ② 上記以外の緊急時において、障がい児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合に、下記の対応可能時間に連絡を受けた際は、障がい児の状態に応じて、必要な対応を行います。
連絡先：電話番号 080-5208-4192（対応可能時間 08：00～18:00）

17 協力医療機関について

協力医療機関は、治療を必要とする場合に協力を依頼している医療機関です。ただし、優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。

医 療 機 関 名 称	みやじクリニック		
医 院 長 名	宮路 紀昭		
所 在 地	鹿児島県志布志市有明町野神 3603-1		
電 話 番 号	099-471-5000		
診 療 科	内科	入 院 設 備	なし

18 事故発生時の対応方法について

障がい児に対する放課後等デイサービスの提供により事故が発生した場合は、障がい児の家族等、市町村、県に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、障がい児に対する放課後等デイサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

保 険 加 入	本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。 保険会社名 三井住友海上 保険名 福祉事業者賠償責任保険 補償の概要 損害相当額の補償
---------	--

19 非常災害時の対策

非 常 時 の 対 応	事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するものとし、具体的計画は、火災、震災、風水害その他のその事業所の周辺の地域において想定される非常災害に関するものとし、計画の概要を当該事業所の利用者及び従業員に見やすいように掲示するものとし、します。		
平 時 の 訓 練	非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとし、します。各種訓練を年2回以上実施します。		
防 災 設 備	・ 自動火災報知機 有 ・ ガス漏れ報知器 有 ・ 非常用電源 無 ・ 消火器 有 ・ カーテン等は防災機能のある物を使用しています。	・ 誘導灯 無 ・ 非常通報装置 無	

	・震災に備えての備蓄（食糧・飲料水 3 日分） （その他、携帯ラジオ・ロープ・懐中電灯等）
避難確保計画	作成年月：令和 4 年 1 月 浸水が想定される河川：前川、安楽川 対象となる土砂災害の種別：崖崩れ、土石流、地すべり 避難場所：志布志文化会館

20 苦情解決の体制及び手順

- (1) 提供した放課後等デイサービスに係る障がい児又は通所給付決定保護者その他の当該障がい児の家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。（下表に記す【事業者の窓口】のとおり）
- (2) 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。
- ①相談・処理台帳に記載する。
 - ②相談・苦情についての事実確認を行う。
 - ③相談・苦情処理方法を記載し、管理者の裁決を受ける。
 - ④相談・苦情処理についての関係者との連携を行う。
 - ⑤相談・苦情処理の改善について利用者に確認を行う。
 - ⑥相談・苦情処理は原則として苦情のあった日及びその翌日に行う。
 - ⑦相談・苦情処理についての成果等を苦情処理台帳に記載する。

【事業者の窓口】 (事業者の担当部署・窓口の名称)	所在地 鹿児島県志布志市有明町野井倉 8276-68 電話番号 099-479-3232 ファックス番号 099-479-3232 E-mail : 受付時間 : 月曜日～土曜日 09:00～17:00 ただし、祝日・12/30～1/3 除く
【市町村の窓口】 志布志市福祉課児童福祉係	所在地 志布志市有明町野井倉 1756 番地 電話番号 099-474-1111 ファックス番号 099-474-2281 受付時間 08:30～17:15 (ただし、土曜日、日曜日、祝日、及び 12月29日～1月3日は除く)
【公的団体の窓口】 社会福祉法人 鹿児島県社会福祉協議会 鹿児島県福祉サービス運営適正化委員会	所在地 : 鹿児島県鹿児島市鴨池新町 1-7 電話番号 : 099-286-2200 ファックス番号 : 099-257-5707 E-mail : tekisei@kaken-shakayo.jp 受付時間 : 月～金曜日（祝日を除く） 09:00～16:00 ただし、祝日・12/29～1/3 除く

21 心身の状況の把握

放課後等デイサービスの提供にあたっては、障がい児の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

22 連絡調整に対する協力

放課後等デイサービス事業者は、放課後等デイサービスの利用について市町村又は障がい児相談支援事業者が行う連絡調整にできる限り協力します。

23 他の通所支援事業者等との連携

放課後等デイサービスの提供にあたり、市町村、障がい福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。

24 放課後等デイサービスの提供の記録

- ① 放課後等デイサービスの実施ごとに、その放課後等デイサービスの提供日、内容及び利用者負担額等を、放課後等デイサービス提供の終了時に通所給付決定保護者の確認を受けることとします。
- ② 放課後等デイサービスの実施ごとに、サービス提供実績記録票に記録を行い、通所給付決定保護者の確認を受けます。
- ③ これらの記録は放課後等デイサービスの完結の日から5年間保存し、障がい児又はその家族は事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。（複写等にかかる費用は実費を負担いただきます。）

25 事業所ご利用の際にご留意いただく事項

市町村の支給決定内容等の確認	放課後等デイサービスの提供に先立って、受給者証に記載された支給量・支給内容・利用者負担上限月額を確認させていただきます。受給者証の住所、支給量などに変更があった場合は速やかに事業者にお知らせください。
放課後等デイサービス計画の作成	確認した支給決定内容に沿って、通所給付決定保護者及び障がい児の生活に対する意向に配慮しながら「放課後等デイサービス計画」を作成します。作成した「放課後等デイサービス計画」については、案の段階で通所給付決定保護者及び障がい児に対し内容を説明し、通所給付決定保護者の同意を得た上で成案としますので、ご確認いただくようお願いします。
放課後等デイサービス計画の変更等	「放課後等デイサービス計画」は、障がい児の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。
感染症対策	障がい児がインフルエンザ等の他者に感染する疾病であることを、医師が診断した場合、医師の完治連絡が出るまで事業所利用は出来ません。
設備・器具の利用	事業所内の設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損が生じた場合、賠償していただくことがあります。

貴重品の管理	貴重品は、自己の責任において管理していただきます。 自己管理のできない場合は貴重品を事業所に持ち込まないようお願いします。
宗教活動・政治活動 営利活動	障がい児及び保護者の思想、信仰は自由ですが、他の障がい児及びその保護者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

26 提供する放課後等デイサービスの第三者評価の実施状況

実施の有無	有 ・ 無
実施した直近の年月日	年 月 日
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況	

27 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年 月 日
-----------------	-------

上記内容について、「指定障害児通所支援事業者の指定並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準に基づき、通所給付決定保護者に説明を行いました。

事業者	所在地	鹿児島県志布志市志布志町安楽 2320 番地 25
	法人名	一般社団法人 M-SMILE
	代表者名	代表理事 鬼塚 大作 印
	事業所名	放課後等デイサービスららら Kids
	説明者氏名	職名： 氏名：

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用申込者 (通所給付 決定保護者)	住 所	
	氏 名	印
	続 柄	
利用者（児童）氏名		

代 理 人	住 所	
	氏 名	印

以下入力欄 「」内を書き換えて印刷すること

利用児童及び保護者、並びに契約内容情報

利用児童	
氏名	()
住所	【鹿児島県志布志市】
保護者	
氏名	『 』
続柄	()
住所	【鹿児島県志布志市】
契約情報	
受給者証	【 】
契約日	令和 年 月 日
契約開始	令和 年 月 日
契約終了	令和 年 月 日
説明者	
「管理者 川畑 直樹」	